



モータースポーツマルチフィールド沖縄

施設利用ガイド

(専用利用：貸切)



Okinawa city

モータースポーツマルチフィールド沖繩（以下、「本施設」という。）のご利用にあたっては、モータースポーツマルチフィールド沖繩条例（以下、「条例」という。）、モータースポーツマルチフィールド沖繩条例施行規則（以下、「規則」という。）及び本ガイドに基づき、各種ご利用手続きやご利用に際する注意事項等を遵守してください。

【モータースポーツマルチフィールド沖繩 施設利用ガイド 専用利用（貸切）】

1. 専用利用許可【条例第3条、規則第4条～第5条】

- ・モータースポーツ利用や各種催物等のために本施設を専用利用（貸切）する場合は、原則として利用希望日の1ヶ月前までに「モータースポーツマルチフィールド沖繩利用許可申請書（様式第1号）」を提出し、利用の許可を受ける必要があります。

2. 転貸・譲渡【条例第5条】

- ・前項の利用許可を受けた利用者（以下、「専用利用者」という。）が、本施設を利用する権利を第三者に転貸や譲渡することは禁止されています。

3. 遵守事項の徹底【規則第11条】

- ・専用利用者は、その利用時間帯における観衆を含む入場者全員に、下記の事項を伝え、遵守させてください。
 - ①火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。
 - ②フィールドを不潔にしないこと。
 - ③他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物（盲導犬・介助犬等は除く。）を持ち込まないこと。
 - ④その他市長及び施設管理者の指示に従うこと。

4. 利用時間及び休場日【規則第2条～第3条】

- (1) 本施設の利用時間は8時30分から17時までとします。ただし、自動車等の走行を伴う利用は、9時から12時まで及び13時から16時までとします。
- (2) 施設の休場日は12月29日から翌年1月3日までのほか、本施設の維持管理のために臨時に休場日を設定します。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができます。

5. 利用許可の取り消し等【条例第3条第2項】

- ・法令及び条例、規則に違反する場合や、市または施設管理者の注意、指示等に従わない場合は、利用許可の取り消し等の措置をとります。なお、市及び施設管理者は、当該措置に伴う費用負担を含む一切の責任を負いません。

6. 走行車両に関する利用条件【規則第5条】

- (1) 専用利用において車両等を走行させる場合は、下記の事項を許可の条件とします。
 - ①車両はマフラーから出るエンジン音を100デシベル以下にすること。
 - ②ドリフト車両の同時走行台数を5台以下とする。
 - ③その他、市及び施設管理者からの指示に従うこと。
- (2) 上記の利用条件が守られない場合は、利用許可の取り消し等を行う場合があります。

7. 団体競技利用時の注意事項【規則第 11 条第 4 号】

専用利用において、ドリフト、ジムカーナー、カート、バイク、バイクジムカーナー、エクストリームバイクなど、競技的要素を含む内容で車両を走行させる場合（以下、「団体競技利用」という。）は、下記の事項を遵守してください。

- (1) 団体競技利用に参加する者（以下、「競技者」という。）の服装、車両等については、各競技ごとの注意事項を遵守してください。
- (2) 施設内への入場車両を含む全ての車両は、専用利用者の管理下にあるものとします。
- (3) 著しく音量の大きい車両（施設の音量基準 100 デシベル以下に適合しないと見受けられる場合）については、施設管理者の判断で音量測定を実施します。音量測定を拒否する場合や、音量測定の結果が利用条件を満たさない場合は、当該車両の走行を禁止します。そのため、競技者への事前告知及び確認を行ってください。
- (4) 専用利用者に対しては、ドライバーやピットクルー（同行者を含む。）及び観衆に対する、利用中の不慮の事故による死亡または傷害等に対し有効な 2000 万円以上の傷害保険を推奨します。
- (5) 車両走行コースの設定は、保安要員（ポストマン等）の配置が必要な場合がありますので、事前に施設管理者と打ち合わせを行ってください。
- (6) 専用利用での同乗走行については、下記の事項を許可の条件とし、事前に申し出があった場合に限り許可します。
 - ① 催事内容の一つとして運転指導等による技術の向上を目的としていること。
 - ② 同乗者は「誓約書」を提出している者であること。
 - ③ 同乗者の服装は「施設利用の注意事項」を厳守し乗車側の窓は全閉すること。
 - ④ 乗車は定員内とする。
 - ⑤ その他、十分な安全管理を行うとともに、市及び施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 団体競技利用の開始前に、参加する競技者全員に対して、本施設の利用に係る各種規定、スポーツ走行のルールとマナー、シグナル・フラッグの意味、ピットイン・アウトの方法等について周知してください。

8. 施設利用の受付手続等 【条例第3条、6～8条、規則4～7条、9～11条】

(1) 利用許可申請

- ①施設の専用利用の許可申請は、原則利用日の1ヶ月前までに行う必要があります。専用利用希望者は、本施設のホームページ、またはお電話にて、利用申込状況を確認してください。
- ②利用申込状況の確認後、「モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可申請書(様式第1号)」を本施設窓口まで直接または郵送にてご提出ください。
※書類は、ホームページからダウンロードするか、本施設窓口で配布しております。
- ③利用許可申請書の提出後、内容が適切と認められた場合は、「モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可書(様式第3号)」を交付いたします。なお、必要に応じて条件を付す場合がございます。また、申込内容(利用目的、利用内容等)によっては、利用を許可しない場合がありますので、予めご了承ください。
- ④利用日当日、施設利用にあたっての留意事項等を改めて確認し、誓約書(様式第2号)に署名提出後、施設利用スタートとなります。

(2) 使用料の納付等

- ①利用許可書の交付を受けた日から、原則1週間以内に、使用料の50%以上を納付いただきます。期日までに使用料の納入が確認されない場合は、利用許可を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
- ②利用許可書を交付した時点で、当該利用についてホームページのスケジュールに掲載いたします。
- ③ご利用日の原則3日前までに使用料を全額納付いただきます。期日までに使用料の納入が確認されない場合は、利用許可を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
- ④施設管理者が必要と認めた場合は、ご利用日の1ヶ月前までに利用内容等について詳細な打ち合わせをお願いする事があります。

(3) 事前打ち合わせ

- ・ご利用日の1ヶ月前までに行われる打ち合わせでは、主に以下の内容について確認しますので、事前の準備をお願いします。

①タイムテーブル

- ・入場(開門)から退場までのタイムテーブルを作成して下さい。
- ・施設管理上、一日に複数の専用利用を組み入れる場合もあります。
- ・作成いただいたタイムスケジュールの遵守と、参加車両等の入退場や移動についてご協力をお願いします。
- ・12:00～13:00までの間、自動車の走行はできませんのでご了承下さい

②保険加入の有無

- ・専用利用で本施設を利用する全ての競技者に対し、ご利用中の不測の事故に有効な保険等(補償額2000万円以上)を推奨します。

③競技者及び観衆等に対する参加料等の有無及び徴収方法

- ・競技者や入場者等から参加料、入場料、又はそれらに類するものを徴収する場合は、金額や徴収方法等について確認します。なお、利用後に徴収された金額の報告を求めることがあります。

④スタッフの確保と配置

- ・専用内容や規模に応じ、次のスタッフを必要数配置してください。
 - a コース管制人
 - b フラッグマン
 - c 医師・看護師
 - d 交通整理人(市道からの出入口へ配置・場内車両整理人・場内監視人)

⑤エントリーリスト(タイム計測用)

- ・施設設備によるタイム計測を希望する場合は、利用日当日の3日前までに、競技者名簿・タイムスケジュールを施設まで提出してください。なお、提出の際は、専用の書式をご利用下さい。

⑥騒音対策

- ・競技者の各車両の音量規制をどのように点検するか確認します。

⑦入場者数見込みに対する駐車場の確保状況

- ・本施設の駐車場の収容台数に対して、超過が見込まれる場合は、臨時駐車場等の必要な措置がとられているか確認します。

(4) 専用利用日当日

①専用利用日当日に、関係者によるミーティングを行いますので、参加車両の入場開始 30 分前までには施設への来場をお願いします。

②一日の内に複数の専用利用を組み入れる場合もあります。この場合、専用利用者間のトラブル等を防止するため、指定されたパドックや駐車エリア以外には立ち入らないとともに、施設管理者の指示に必ず従うよう競技者へ周知してください。

また、貴重品や持込物は各自で責任をもって管理してください。

(5) 利用の取りやめ【規則第7条第2項】

①利用許可書の交付後に専用利用を取りやめる場合は、「モータースポーツマルチフィールド沖縄利用取りやめ届（様式第6号）」に利用許可書を添えて提出してください。

②ご利用日の3日前までに利用取りやめ届を提出した場合は、使用料の50%を還付します。なお、ご利用日から3日以内となった場合は、使用料は還付されませんので、ご注意ください。

9. 原状回復及び損害賠償の義務 【条例第9条～10条、規則12条】

(1) 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに原状回復のうえ撤収してください。

(2) 施設及び附属設備若しくは備品等を損壊し、また滅失したときは、「損壊・滅失届（様式第11号）」を提出してください。この場合、市及び施設管理者から原状回復に要する費用や損害賠償を求めることがあります。

(3) 市及び施設管理者は、利用時間中に発生した事故、事件、その他不測の事態等により生じた損害等に対し、原則として一切の責任を負わないものとします。

【モータースポーツマルチフィールド沖縄 施設利用ガイド ご利用上の注意事項】

【利用者・観覧者共通注意事項】

1. 立入禁止エリアへの進入禁止
2. 指定エリア以外での喫煙禁止（電子タバコを含む）
3. ゴミのポイ捨て禁止
4. 暴力行為の禁止
5. 差別的言動・行為の禁止
6. 施設内では施設管理者の指示に従ってください

【利用者注意事項】

1. 本施設への行き帰りの際は、道路交通法を遵守のうえ、安全運転をお願いします。
2. 当施設内における事故・盗難及び、怪我や破損等に関して市及び施設管理者は一切責任を負いません。
3. 施設管理者の指示には必ず従ってください。
4. 同行者の行動にも責任を負い、安全にご注意下さい。特に、お子様をお連れの方は、事故等のないよう注意を徹底して下さい。
5. コース及びパドック内は火気厳禁です。
6. パドック等では、ご自身が使用した場所は清掃し、ゴミやパーツ、タイヤ等は必ず持ち帰って下さい。
7. コースとパドックを出入りする際は、ピットロードを徐行で走行して下さい。
また、ピットロードは原則として逆走禁止となります。
8. 前方に障害物（スピン車両等）がある場合は、黄旗が出ます。速度を落として、追い越し等は禁止となります。そのほか、走行時には各種の旗に従い行動して下さい。
コース上で大きな事故等が発生した場合は赤旗が出ます。“減速して”ピットへ戻ってください。
9. 整備不良の車両は走行をお断りする場合があります。
10. マフラー音量は 100db 以下となるようにお願いします。超過する車両は走行をお断りする場合があります。
11. コース内ではヘルメットを外さないで下さい。また、ヘルメットのあごひもは必ず締めてください。
12. 油脂類（ガソリン、オイル、クーラント等）をコース上にこぼさないよう注意してください。
13. 飲酒、薬物を服用しての運転はお断りします。
14. コース内は原則立ち入り禁止です。また、コース上での修理等は禁止ですので絶対に行わないで下さい。

【各競技別の走行上の注意事項】

【オートバイ走行上の注意事項】

1. 走行する際は、フルフェイスのヘルメット（モトクロス用ヘルメットの場合はゴーグルを着用）、地肌を出さない長さの長袖の上着、長ズボン、グローブ、シューズ（くるぶしを覆うものを推奨）を必ず着用してください。
2. レーシングスーツ以外の方はプロテクター（肘、肩、胸、膝）を必ず着用してください。
3. 走行の際は、必ずヘルメットのあごひもを締めてください。また、コース内ではヘルメットを外さないでください。
4. コースインの際はコース状況を確認してから手を挙げて合図をしてから合流してください。
5. ピットインにおける減速時の追突事故防止の為、後続車両に合図をし、急激な進路変更をしないでください。
6. 大変危険ですのでコース上で車両の修理等をしないでください。車両の回収等を行う際には施設管理者の指示の下、十分に注意して対処してください。
7. コース上及びコース外で立ち止まった際には、後続車がない事を確認してから避難若しくは再スタートしてください。
8. コース内での二人乗りは禁止です。
9. コース、ピットロード共に逆走禁止です。

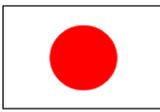
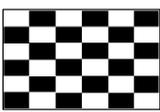
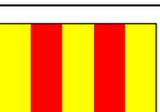
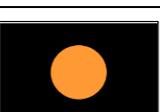
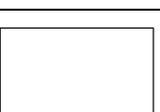
【レーシングカート走行上の注意事項】

1. 走行する際は、フルフェイスのヘルメット、レーシングスーツ（厚手の作業長袖つなぎでも可）、グローブ、シューズを必ず着用してください。
2. ヘルメットのあごひもは必ず締めてください。また、コース内ではヘルメットを外さないでください。
3. パドック内のカートの自走は禁止です。
4. コースインの際はコース状況を確認してから手を挙げて合図をしてから合流してください。
5. ピットインにおける減速時の追突事故防止の為、後続車両に合図をし、急激な進路変更をしないでください。
6. 前車を追い越す場合は、無理な走行をせず安全に実施してください。また、後続車に追い越される際は、極端に進路を変えず安全に追い越されるようにしてください。
7. 大変危険ですのでコース上でカートの修理等をしないでください。車両の回収等を行う際には施設管理者の指示の下、十分に注意して対処してください。
8. コース上及びコース外で立ち止まった際には、後続車に手を振って合図をしてください。また、避難若しくは再スタートする場合は、後続車がない事を確認してください。

【四輪（ドリフト・ジムカーナ）走行上の注意事項】

1. 走行する際は、ヘルメット、地肌を出さない長さの長袖の上着、長ズボン、シューズを必ず着用してください。
2. ヘルメットのあごひもは必ず締めてください。また、コース内ではヘルメットを外さないでください。
3. コース内を走行時はシートベルトを必ず着用してください。
4. コース内を走行時は運転席側の窓を必ず閉めてください。なお、助手席に人を乗せ同乗走行を行う際は、助手席側の窓も必ず閉めてください。
5. コースインの際は係員の指示に従ってください。
6. コース内で、車両トラブルがあった場合はハザードを点灯して合図してください。
7. 大変危険ですのでコース上で車両の修理等をしないでください。車両の回収等を行う際には施設管理者の指示の下、十分に注意して対処してください。
8. コースに設置されているカラーコーン等を倒した際はハザードランプを点灯してからカラーコーン等を速やかに所定の位置に戻してください。
9. ピットロード内でのバック走行は原則禁止です。
10. 安全性の観点からスチールホイールナットの使用を推奨いたします。

【コース上で使用される旗の種類と意味】

種類	呼称	意味
	日章旗	スタートフラッグです。競技開始を合図します。
	チェッカーフラッグ	競技終了の合図です。チェッカーを受けたら速度を落としてピットへ戻ってください。
	イエローフラッグ	前方に何らかの障害がある時に振られます。速度を落とし注意して走行して下さい。追い越しは禁止です。
	レッドフラッグ	競技及び走行中断の合図です。レッドフラッグが出たら減速し、追い越し禁止でピットへ戻して下さい。
	ブルーフラッグ	後方から速い車両が接近中に出されます。進路を変えず、注意して追い越しをさせて下さい。
	グリーンフラッグ	競技続行の合図です。障害が取り除かれた後等に出されます。
	ブラックフラッグ	対象者指さし、またはゼッケン番号と同時にされます。対象者はピットへ戻れという命令です。
	オイル旗	オイル等で路面が大変滑りやすくなっていることを意味します。走行に十分気を付けてください。
	オレンジボール	明らかな故障が見られる場合に、ゼッケン番号及び対象者指さして振られます。振られたら速やかにピットへ戻して下さい。
	ホワイトフラッグ	サービスマン(救護車)がコースインもしくはコース内にいます。

【オートバイクラス別装備表】

	フルフェイスヘルメット	ジェットタイプヘルメット	半キャップ	レーシングスーツ	長袖・長ズボン・プロテクター	踝を覆う靴	ロングブーツ	軍手	グローブ
上級者	○	×	×	○	×	×	○	×	○
中級者	○	×	×	○	×	×	○	×	○
初心者	○	×	×	○	○	○	○	×	○
キッズ	○	×	×	○	○	○	○	×	○
ジムカーナ	○	○	×	○	○	○	○	×	○
エクストリーム &フリーバイク	○	○	×	○	○	○	○	×	○

【モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可申請書 記入例】

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可申請書

沖縄市長 様

住 所 沖縄市倉敷字1番地
団体名 倉敷走行会
代表者名 倉敷太郎
連絡先 000-000-000

印

次のとおり申請します。

利用施設	モータースポーツマルチフィールド沖縄
催物等の名称（種類）	倉敷走行会 第1戦
催物等の概要	四輪ジムカーナ
利用日時	2021年4月29日9時00分から17時00分まで

※その他、市長が必要と認める書類を提出すること。

【モータースポーツ施設利用申込書（専用利用） 記入例】

No. _____

モータースポーツ施設利用申込書（専用利用）

沖縄市長 様

次のとおり申請します。

フリガナ	クラシキソウコウカイ		フリガナ	クラシキ タロウ	
利用者氏名 (団体の名称)	倉敷走行会		代表者名	倉敷 太郎	
			利用責任者	クラシキ ジロウ	
電話番号	000-000-000	FAX	000-000-000	携帯	000-000-000
住所	〒 901-2145 沖縄市倉敷1番地				
使用目的	競技会等の場合はその名称を記入 倉敷走行会 第1戦 の実施				
入場料	無料・有料	金額	円	計測機	使用 ポンダー 個
予定入場者	観客数	50人	車両 50台	関係者数	30人 車両 20台
利用歴	なし・あり (回)				
利用日	西暦 2021年 4月 29日 (木)		利用時間	全日 午前半日・午後半日	
競技種目	ジムカーナ・ドリフト・バイク・カート・バイクジムカーナ・エクストリームバイク その他 ()				
器材使用	カラーコーン 50本、ポール ___本、フラッグ ___本、イレクターフェンス ___個、 安全バリア ___個、コンクリートブロック ___個、タイム計測器ポンダー ___個、 無線機 ___個、矢印サイン ___個、テント ___張、テーブル ___台、椅子 ___脚 騒音計 ___、フォークリフト ___、路面清掃車 ___、会議室 ___、監視室 ___、計時室 ___				
出店	店舗数 ___ 販売品名 ()		特記事項		

個人情報については法令による要請の場合を除き、第三者への開示は一切致しません。

貸出料金 130,000 円

【誓約書 記入例】

※こちらの誓約書は当日事務室で、本人自署でサインして頂き、ご提出をお願いいたします。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

モータースポーツマルチフィールド沖縄条例施行規則第2条に基づく利用許可の申請にあたり、下記の事項に同意し、厳守することを誓います。

記

1. 利用にあたっては、モータースポーツマルチフィールド沖縄条例及びモータースポーツマルチフィールド沖縄条例施行規則を遵守するとともに、市及び施設職員の指示に従うこと。
2. 利用中に生じた事故等により、利用者本人又はその他の利用者、入場者等が死傷したり、財産等を損傷・汚損した場合は、自身の責任となること。また、この際に利用者間で紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、市は一切責任を負わない。
3. 本施設及び附属設備若しくは備品等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
4. 条例等に違反したことを理由に利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ぜられた場合は、それに従うこと。また、当該措置によって利用者が被った損失については、市はその責めを負わない。

2021 年 4 月 29 日

住 所 沖縄市字倉敷1番地

署 名 倉敷走行会 倉敷太郎 (印)